

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

鎌倉市職員考査委員会への諮問等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

納税課職員による不正行為に関する諮問内容等

2 質問の要旨

1. 平成 27 年 9 月 2 日付で鎌倉市職員考査委員会 伊東研祐差出による鎌倉市長宛の答申（別紙添付）があるが、そもそもどのような内容を諮問をしたのか、一字一句隠さずに答弁せよ。

又は、答弁に代わって諮問した書面も可とする。

2. ログによれば、小原芳則は指示をいつして、其々の遅刻のデータの改竄を何月何日何時何分に行っているのか。何回しているか。

3. 小原芳則は、現時点で退職（自己都合）の意思はあるか確認せよ。（平成 27 年 9 月 29 日時点）

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

⑦（平成 27 年 9 月 30 日まで） ・ 無

（理由：緊急質問を検討しており、速やかに答弁せよ。）

平成 27 年 9 月 2 日

鎌倉市長 松尾 崇 様

鎌倉市職員考査委員会
委員長 伊東 研祐

勤務時間の始めに繰り返し遅刻をした職員に対する措置について（答申）

鎌倉市職員考査委員会は、標記の件について、平成 27 年 8 月 25 日（火）付けで市長から諮問を受け、平成 27 年 8 月 27 日（木）に会議を開催し、審議を行った。

その結果について、次のとおり答申する。

今回の事案に係る職員は、勤務時間の始めに繰り返し遅刻をするとともに、出退勤を管理する庶務事務システムの出勤時刻を庶務担当者に依頼して修正していたものである。

委員会においては、まず、本件の考査対象となるべき事実が常習性のある遅刻のみであるのか、あるいは、庶務事務システムの出勤時刻を修正していたこと等をも含めるべきであるかについて種々議論した。

その結果、本件については、出勤時刻の修正は軽率ではあるが悪意等のないものであったことから、常習性のある遅刻のみを考査対象として捉えることとされた。非違事由への該当性については、現実の出勤時刻ないし遅刻の事実についてはシステムの記録上明らかであり、そこからは常習性をも認め得るとされた。その上で、遅刻に際しては、正当な理由がなければ、休暇を取得する等適切な処理を行わなければならないにもかかわらず行っていないことを踏まえ、懲戒処分が妥当であると確認された。

懲戒処分の量定については、鎌倉市職員の懲戒処分に関する指針の標準例によると、遅刻・早退の場合は「戒告」となっているが、本市には過去における類似事件がないことから本件が前例となることも踏まえ、慎重に審議した。

その結果、本件は、標準例のとおり「戒告」が相当であるとの結論に至った。

なお、今回の事案は、公務員としての自覚に欠ける行為を繰り返している職員がいることを認識していながら、十分なる改善を図っていなかった管理職に対して注意する必要があるとともに、全職員に対しても注意を喚起する必要があることを申し添える。また、庶務事務システムの運用方法についても、記録の修正権限を付与すべき職員のあり方などを検討・改善するよう希望する。

以上